



社会保障改革に向けた手順案決定 ~「プログラム法案」骨子、閣議決定される~

◆8月21日、政府は社会保障制度改革のスケジュールを定めたプログラム法案の骨子を閣議決定しました。骨子は社会保障制度改革国民会議が政府に提出した報告書を踏まえてのもので、自助・自立、全世代型の社会保障を基礎に若い世代向けに少子化対策を盛り込む一方、高齢者や高所得者にも負担増を求める内容となっています。消費税の引き上げを前提に少子化対策、医療、介護、年金の4分野の改革の方向性が示され、今秋の臨時国会での可決を経て、個別の改革が進められていく予定です。(参考：首相官邸HP／朝日新聞／日経新聞ウェブ)

プログラム法案骨子の一部概要

Table with 2 columns: 分野 (Category) and 改革のスケジュール (Reform Schedule). Rows include: 少子化対策 (Childbearing measures), 医療 (Medical services), 介護 (Nursing care), 年金 (Pension). Content includes details on childcare expansion, medical reform, and pension adjustments.

小規模保育事業認可基準等 ~3類型で示される~

◆8月29日、子ども・子育て会議基準検討部会（部会長：無藤隆／白梅学園大教授）の第4回会合が開催され、小規模保育事業（定員6～19人）の認可基準の大枠が示されました。0～2歳児を対象とする小規模保育については2015年度からの子ども・子育て支援新制度で本格的に実施される予定でしたが、待機児童解消を早急に進める政府の方針によって実施が前倒しされることとなり、早ければ本年度から始まる予定です。本事業は施設の職員数や保育士の割合に応じて3類型に分類され、それぞれ保育に従事すべき職員数やその中に占める保育士の割合等が示されました。（右上表参照）

今後本制度を利用した施設が増えることが予想されますが、中間型やグループ型では保育士資格を持たない職員も保育に携わることができる点で、保育の質を求める保護者が多い中、どれほど待機児童解消につなげられるか注目されています。

(参考：内閣府HP／朝日新聞／産経新聞ウェブ他)

小規模保育事業の3類型

Table showing classification criteria for small-scale childcare facilities across 4 rows: 分類 (Classification), 職員数 (Staff count), 保育士割合 (Teacher ratio), 設備面積基準 (Equipment area standards). Columns represent A-type (分園型), B-type (中間型), and C-type (グループ型).

厚労省、平成26年度概算要求公表 ~高齢化により過去最大~

◆8月27日、厚労省は平成26年度予算の概算要求の内容を公表しました。一般会計総額は前年度比3.8%増の30兆5,620億円で、このうち成長戦略などを実行するための「新しい日本のための優先課題推進枠」には1,617億円を計上し、少子化対策や高齢者、障害者の活躍推進等が盛り込まれています。

保育対策関係では運営費として前年度比6.7%増の4,544億2,700万円のほか、受入児童数の約7万人増、保育の質向上に要する対策費も含まれています。(参考：厚労省HPほか)